


所管部課		会計課		部長	並木俊則		
件名		東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1	審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関	企画課、総務管財課					
<p>1 要旨</p> <p>(1) 改正理由 旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金の受け入れについて、インターネット上の『ふるさと納税サイト』を活用することとしている。その際に、支払い方法をクレジットカード納付とした場合、市への納付は寄附者に代わってクレジットカード会社が行うこととなる。この仕組みについて定める必要があることから、会計事務規則の一部改正を行う。</p> <p>(2) 改正内容 地方自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、新たな条項を設ける。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 インターネット上で寄附の申し込み及び支払いまでが可能となることから、寄附件数の増加が期待できる。</p>							
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課にて事前審査済み</p>							
<p>3 留意事項（問題点等）</p>							
<p>4 主管部処理案（検討結果等） 庁議審議後、改正の事務手続きを進めたい。</p>							
<p>5 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。